

令和7年 第19回 福岡市東区選挙管理委員会

令和7年10月20日（月）

【 議 題 】

- 1 議案第79号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第80号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第81号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

【 報 告 事 項 】

- 1 市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

< 次 回 >

委員会 令和7年11月20日（木）午前10時～

議案第 79 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,085 人 |
| | 内訳 死亡者 | 339 人 |
| | 市外転出者 | 746 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 10 月 20 日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和7年10月20日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	4	3	7	16	6	22	20	9	29
2馬出第二	2	0	2	5	10	15	7	10	17
3箱崎第一	3	2	5	9	10	19	12	12	24
4箱崎第二	4	5	9	12	10	22	16	15	31
5箱崎第三	4	4	8	16	12	28	20	16	36
6笹松第一	5	0	5	21	15	36	26	15	41
7笹松第二	2	8	10	10	13	23	12	21	33
8笹松第三	7	2	9	19	13	32	26	15	41
9松島第一	1	1	2	13	8	21	14	9	23
10松島第二	4	3	7	10	8	18	14	11	25
11名島第一	6	8	14	12	8	20	18	16	34
12名島第二	4	5	9	9	3	12	13	8	21
13千早	2	4	6	15	24	39	17	28	45
14千早西	2	3	5	11	8	19	13	11	24
15香陵	1	3	4	4	3	7	5	6	11
16香椎浜	2	6	8	1	8	9	3	14	17
17城浜	7	3	10	0	0	0	7	3	10
18舞松原第一	4	3	7	6	4	10	10	7	17
19舞松原第二	5	5	10	7	9	16	12	14	26
20若宮第一	3	9	12	6	5	11	9	14	23
21若宮第二	2	5	7	5	4	9	7	9	16
22香椎第一	6	4	10	10	7	17	16	11	27
23香椎第二	3	3	6	12	8	20	15	11	26
24香椎下原第一	1	2	3	2	6	8	3	8	11
25香椎下原第二	8	6	14	23	10	33	31	16	47
26香椎東第一	5	4	9	10	7	17	15	11	26
27香椎東第二	1	2	3	3	4	7	4	6	10
28香住ヶ丘第一	5	8	13	19	17	36	24	25	49
29香住ヶ丘第二	2	6	8	4	5	9	6	11	17
30和白第一	2	3	5	9	6	15	11	9	20
31和白第二	3	3	6	2	6	8	5	9	14
32三苦	1	5	6	7	8	15	8	13	21
33奈多第一	1	7	8	3	4	7	4	11	15
34奈多第二	1	2	3	1	1	2	2	3	5
35美和台第一	5	5	10	8	3	11	13	8	21
36美和台第二	5	5	10	14	16	30	19	21	40
37和白東第一	3	4	7	6	8	14	9	12	21
38和白東第二	4	0	4	6	12	18	10	12	22
39西戸崎第一	4	7	11	1	2	3	5	9	14
40西戸崎第二	0	1	1	3	1	4	3	2	5
41志賀第一	2	0	2	0	0	0	2	0	2
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
44照葉第一	1	0	1	6	2	8	7	2	9
45照葉第二	1	0	1	10	10	20	11	10	21
46多々良第一	7	9	16	18	7	25	25	16	41
47多々良第二	1	1	2	3	3	6	4	4	8
48八田	2	5	7	5	6	11	7	11	18
49青葉第一	6	2	8	4	6	10	10	8	18
50青葉第二	5	3	8	3	1	4	8	4	12
合計	159	180	339	399	347	746	558	527	1,085

議案第 80 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 10 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 7 年 10 月 20 日 |

(根拠)

・公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第81号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年10月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年10月20日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 39人 女 94人

計 133人

(R7.10.20 委員会終了後)

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和7年9月1日現在登録者数			令和7年10月20日消			移			替			令和7年10月20日現在外移転者数			令和7年10月20日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計
							男	女	計	男	女	計						
1馬出第一	2,834	3,163	5,997	20	9	29	28	26	54	26	17	43	0	0	0	2,812	3,145	5,957
2馬出第二	2,241	2,454	4,695	7	10	17	18	15	33	16	14	30	0	0	0	2,232	2,443	4,675
3箱崎第一	2,757	3,196	5,953	12	12	24	21	26	47	17	18	35	0	0	0	2,741	3,176	5,917
4箱崎第二	3,140	3,121	6,261	16	15	31	32	21	53	15	16	31	0	0	0	3,107	3,101	6,208
5箱崎第三	2,852	3,338	6,190	20	16	36	17	19	36	10	11	21	0	0	0	2,825	3,314	6,139
6菅松第一	3,195	2,907	6,102	26	15	41	14	22	36	12	21	33	0	0	0	3,167	2,891	6,058
7菅松第二	3,954	4,052	8,006	12	21	33	40	42	82	32	26	58	0	0	0	3,934	4,015	7,949
8菅松第三	3,251	2,966	6,217	26	15	41	27	22	49	25	19	44	0	0	0	3,223	2,948	6,171
9松島第一	3,081	2,645	5,726	14	9	23	22	16	38	25	20	45	0	0	0	3,070	2,640	5,710
10松島第二	3,384	3,445	6,829	14	11	25	16	15	31	23	23	46	0	0	0	3,377	3,442	6,819
11名島第一	4,607	5,040	9,647	18	16	34	10	12	22	17	20	37	0	1	1	4,596	5,031	9,627
12名島第二	1,975	2,142	4,117	13	8	21	38	7	45	15	22	37	0	0	0	1,939	2,149	4,088
13千早	5,402	6,816	12,218	17	28	45	21	29	50	32	43	75	0	0	0	5,396	6,802	12,198
14千早西	2,564	2,937	5,501	13	11	24	14	15	29	15	14	29	0	0	0	2,552	2,925	5,477
15香陵	2,229	2,664	4,893	5	6	11	5	6	11	0	7	7	0	0	0	2,219	2,659	4,878
16香椎浜	2,924	3,815	6,739	3	14	17	10	20	30	9	14	23	0	0	0	2,920	3,795	6,715
17城	981	1,496	2,477	7	3	10	3	5	8	6	11	17	0	0	0	977	1,499	2,476
18舞松原第一	1,781	2,017	3,798	10	7	17	3	4	7	6	3	9	0	0	0	1,774	2,009	3,783
19舞松原第二	2,222	2,652	4,874	12	14	26	14	8	22	19	18	37	0	0	0	2,215	2,648	4,863
20若宮第一	2,466	2,685	5,151	9	14	23	10	16	26	12	15	27	0	0	0	2,459	2,670	5,129
21若宮第二	1,464	1,479	2,943	7	9	16	8	4	12	12	15	27	0	0	0	1,461	1,481	2,942
22香椎第一	2,859	3,150	6,009	16	11	27	16	11	27	19	18	37	0	0	0	2,846	3,146	5,992
23香椎第二	2,656	3,059	5,715	15	11	26	17	24	41	13	18	31	0	0	0	2,637	3,042	5,679
24香椎下原第一	1,682	1,636	3,318	3	8	11	5	8	13	9	5	14	0	0	0	1,683	1,625	3,308
25香椎下原第二	4,812	4,382	9,194	31	16	47	21	20	41	19	23	42	0	0	0	4,779	4,369	9,148
26香椎東第一	2,997	3,218	6,215	15	11	26	16	15	31	15	8	23	0	0	0	2,981	3,200	6,181
27香椎東第二	2,471	2,728	5,199	4	6	10	5	7	12	4	6	10	0	0	0	2,466	2,721	5,187
28香住ヶ丘第一	4,755	4,626	9,381	24	25	49	25	35	60	37	38	75	0	0	0	4,743	4,604	9,347
29香住ヶ丘第二	2,382	2,757	5,139	6	11	17	13	14	27	11	12	23	0	0	0	2,374	2,744	5,118
30和白第一	2,538	2,637	5,175	11	9	20	15	22	37	11	12	23	0	0	0	2,523	2,618	5,141
31和白第二	2,816	3,275	6,091	5	9	14	11	13	24	12	10	22	0	0	0	2,812	3,263	6,075
32三苦	3,615	3,893	7,508	8	13	21	19	16	35	19	23	42	0	0	0	3,607	3,887	7,494
33奈多第一	2,342	2,689	5,031	4	11	15	9	7	16	5	8	13	0	0	0	2,334	2,679	5,013
34奈多第二	1,168	1,389	2,557	2	3	5	6	12	18	1	4	5	0	0	0	1,161	1,378	2,539
35美和台第一	2,937	3,337	6,274	13	8	21	12	22	34	9	8	17	0	0	0	2,921	3,315	6,236
36美和台第二	3,280	3,803	7,083	19	21	40	9	12	21	21	18	39	0	0	0	3,273	3,788	7,061
37和白東第一	2,638	2,807	5,445	9	12	21	6	9	15	10	12	22	0	0	0	2,633	2,798	5,431
38和白東第二	2,437	2,659	5,096	10	12	22	12	19	31	16	19	35	0	0	0	2,431	2,647	5,078
39西戸崎第一	1,793	2,028	3,821	5	9	14	5	6	11	5	5	10	0	0	0	1,788	2,018	3,806
40西戸崎第二	589	652	1,241	3	2	5	3	2	5	1	2	3	0	0	0	584	650	1,234
41志賀第一	402	470	872	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	470	870
42志賀第二	70	96	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	96	166
43志賀第三	98	106	204	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	105	203
44照葉第一	1,410	1,471	2,881	7	2	9	8	10	18	8	9	17	0	0	0	1,403	1,468	2,871
45照葉第二	3,930	4,394	8,324	11	10	21	13	22	35	25	28	53	0	0	0	3,931	4,390	8,321
46多々良第一	5,069	4,516	9,585	25	16	41	28	29	57	36	28	64	0	0	0	5,052	4,499	9,551
47多々良第二	1,022	1,173	2,195	4	4	8	8	5	13	9	4	13	0	0	0	1,019	1,168	2,187
48八田	2,529	3,127	5,656	7	11	18	9	8	17	15	20	35	0	0	0	2,528	3,128	5,656
49青葉第一	2,553	3,026	5,579	10	8	18	7	11	18	11	15	26	0	0	0	2,547	3,022	5,569
50青葉第二	1,937	2,165	4,102	8	4	12	6	3	9	5	6	11	0	0	0	1,928	2,164	4,092
合計	129,091	140,299	269,390	558	527	1,085	675	712	1,387	690	726	1,416	0	1	1	128,548	139,785	268,333

令和7年10月20日

東区選挙管理委員会委員各位

東区選挙管理委員会
委員長 森 英鷹

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第2号）第14条第1項第4号の規定により、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議を市長と行ったことについて、福岡市区選挙管理委員会規程第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（参考条文）

福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担当事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記及びその他の職員の任免、給与、服務、賞罰等に関すること。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第180条の2の規定による協議
- (5) 自治法第180条の3の規定による協議
- (6) 自治法第180条の4第2項の規定による協議
- (7) 自治法第180条の7の規定による協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

総組第 42 号
令和 7 年 9 月 19 日

東区選挙管理委員会
委員長 森 英鷹 様

福岡市長 高島 宗一郎
(総務企画局人事部組織定数課)

市長と区選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の
2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則（平成 13 年福岡市規則第 88
号）の改正に伴い、標記協議の一部を下記のとおり改正することについて協議します。

記

(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)
第 1 条第 1 項第 2 号中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この協議は、令和 7 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。

○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

(令和7総組101・題名改称)

昭和53年4月1日

総人第2021号

地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。

- (1) 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。
- (2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が20万円以下のものに限る。

2 前項の事務を処理するにあたっては、区事務局長は市長室長の例により行うものとする。

3 区事務局長は、第1項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の例により、区委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。

(令和7総組101・追加)

(総務企画局長の補助執行事項)

第2条 区委員会は、次に掲げる区委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。

- (1) 職員の研修の実施に関する事(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第4号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)
- (2) 職員の健康診断の実施に関する事(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第1項及び第2項に定める項目に限る。)
- (3) 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づく公開請求書の受付に関する事。
- (4) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関する事。
- (5) 職員の昇給に関する事
- (6) 職員の各種手当の支給資格の認定に関する事
- (7) 退職者の給与金の支給認定に関する事
- (8) 所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関する事
(令和7総組101・旧第1条繰下)

附 則

この協議は、昭和53年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、昭和63年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成3年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成14年7月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成16年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、平成20年10月1日から効力を生ずるものとする。

附 則

この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(令和7年3月13日総組第101号)

この協議は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(令和7年9月19日総組第42号)

この協議は、令和7年10月1日から効力を生ずるものとする。

市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について(昭和53年福岡市
総人第2021号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について (令和7総組101・題名改称) 昭和53年4月1日 総人第2021号</p> <p>地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。</p> <p>記</p> <p>(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。</p>	<p>○市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について (令和7総組101・題名改称) 昭和53年4月1日 総人第2021号</p> <p>地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。</p> <p>記</p> <p>(区選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務(区委員会の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち市選挙管理委員会で総合的な調整を要するものを除いたもの。)を区選挙管理委員会事務局長(以下「区事務局長」という。)に補助執行させる。</p>	

(1) 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関する事

(2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関する事。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が10万円以下のものに限る。

2 ～ 3 (略)

第2条 (略)

(1) 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第4号までに掲げるもの以外の契約に関する事

(2) 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において区役所(西区役所を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関する事。ただし、物品の購入の契約については、予定価格が20万円以下のものに限る。

2 ～ 3 (略)

第2条 (略)

附 則(令和7年9月19日総組第42号)

この協議は、令和7年10月1日から効力を生ずるものとする。